令和5年度第1回三重県障害者施策推進協議会議事録

日時:令和5年11月13日(月)10時~12時

場所:三重県庁講堂

出席者:菊池委員(会長)、柿本委員、片岡委員、金本委員、北川委員、坂本委員、三瀬委員、 中島委員、中野委員、中村委員、深川委員、水谷委員、宮野委員、森永委員、 山野委員、山本委員(16名)

1 あいさつ

渡邉副部長よりあいさつ

2 事項

- (1)みえ障がい者共生社会づくりプランの改定及び三重県障がい者施策年次報告について 【資料1-1、1-2、1-3】
 - <資料に基づき事務局から説明>
- (2)三重県障害者自立支援協議会開催結果報告について【資料2】
 - <資料に基づき事務局から説明>
- (3)三重県障害者施策推進協議会・手話施策推進部会開催結果報告について【資料3】 <資料に基づき事務局から説明>

<主な質疑・意見等>

- ・障がい者に対する理解の目標値40%は設定が低いのではないか。
- ・障がい者に対する理解の目標値について、地域福祉課が実施している学校への授業 等の回数を参考にしてはどうか。

【事務局回答】

自立支援協議会でも同様の意見があった。ご意見を参考にさせていただき検討する。

・地域移行が進んでいないが、県としてどう取り組むのか。

【事務局回答】

本人の意思決定支援が難しいが、国も報酬改定に向け、地域生活の支援も踏まえニーズの把握を行っていく方向である。運営基準に入れこんでいくが、どう受け皿を作っていくか、今後考えていく必要がある。県では重度障がい者に向け、グループホームを優先的に整備していく。

・障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられるので、障がい者雇用の啓発を行う と記載がある。雇用率を引き上げるだけでなく、聴覚障がい者の場合、社内での情 報の不足が原因で就職しても離職してしまうことが多い。そのための対策として、 手話通訳者等の派遣費用等の助成金があるが、その認知度が低い。聴覚障がい者の 雇用先への就労定着のため、助成金の周知をお願いしたい。

【事務局回答】

県の担当部に情報共有させていただく。

・企業に一人しかいない障がい者は孤立する。同じ障がいを持っている当事者が二人いると、 教えあいながら仕事ができる。

法定雇用率達成企業の割合を 63.6%にする目標だが、現状の取組の延長では 2.7%への引き上げもふまえるとかなり難しい数値設定ではないか。合理的配慮の義務化から、環境整備にどのように進んでいったか、好事例を収集して横展開することが大切かと思う。

【事務局回答】

ご意見のとおり、好事例を収集して横展開することが大切かと思う。ご意見について 雇用経済部へ伝える。

・国の第5次障害者基本計画では、インクルーシブ教育の推進について記載されているが、県のプランではインクルーシブ教育についてあまり押し出されていないように感じる。

【事務局回答】

ご意見については、県教育委員会へ情報共有する。

・特別支援学校を卒業した後、一般就労が難しく、作業所等を利用することになる。か わりに自宅での生活を充実するサービスがあれば良いと考える。

【事務局回答】

国も課題として認識しており、報酬の方で後押しできないか考えているようである。 県 としても国に要望していきたい。

・災害時の知的障がい者のサポートについて、特に行動障がいのある子どもや知覚過 敏の子どもは避難所での生活が難しい。検討願いたい。

【事務局回答】

災害時における要支援者の支援体制については、市町で名簿を作成し、取組を進められている。所管の防災対策部にご要望について情報共有する。

・公的な場所で視覚障がい者を対象にした避難所が必要ではないか。 また、視覚障がい者の就労は難しい。視覚障がい者の災害時の避難の問題と、就労 の問題についてご認識いただきたい。

【事務局回答】

県の関係課に情報共有する。

・グループホームに入所しているからといって障がい者が自立しているとは限らない。 入所していても親が存命の場合は、親がサポートしていることがある。親が不安な 時の相談場所が必要である。

【事務局回答】

相談については、市町の基幹相談支援センターをご利用いただければと思う。

(4)障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例にかかる検証について【資料 4】

<資料に基づき事務局から説明>

(意見等)

・合理的配慮の義務化におけるキーワードは「対話」と「合意」と思っている。配慮という言葉に敏感になりすぎてはいけない。配慮とそれ以外の部分もあわせて説明しないといけないと思う。

【事務局回答】

事業者への合理的配慮の周知について、5月から啓発推進員によるアウトリーチを始めた。それらも含め今後推進していきたい。